

アスリートセカンドキャリアサポート情報発信業務委託仕様書

1. 委託業務名

アスリートセカンドキャリアサポート情報発信業務委託

2. 目的

佐賀県が SAGA スポーツピラミッド（SSP）構想のもと新たに取り組むアスリートのセカンドキャリアサポートについて、県外の社会人アスリート等へ周知し、アスリートの人生にコミットする佐賀県の取組を知ってもらい、佐賀県を競技生活や引退後の生活を送る場所として考えてもらうきっかけをつくる。

3. 広報ターゲット

社会人アスリート及びその指導者をメインターゲットとする。

4. 委託業務の内容

(1) 映像コンテンツの制作

以下3種類を制作する。

① SSP 構想全体版（3分程度）

SSP 構想の全体像に関する紹介動画を制作すること。

- ・イメージ映像ではなく、SSP 構想の取組について具体的に分かりやすく伝える内容とすること（字幕・アニメーション等を組み込むこと）
- ・「する」「育てる」「観る」「支える」「稼ぐ」それぞれの立場に焦点を当てた内容とすること
- ・アスリートの人生に寄り添った中長期的なプロジェクトであることを伝える内容とすること

② アスリートセカンドキャリアサポート版（3～5分程度）

令和7年1月に開始するアスリートセカンドキャリアサポートに関して具体的に分かりやすい紹介動画を制作すること。

- ・県が以前から取り組んでいる「SSPアスリートジョブサポ」の内容も入れることとし、実際に企業とマッチングしたアスリートの様子等も動画に組み込むこと。
- ・アスリートセカンドキャリアサポートの取組として令和7年1月23日に開催する「全体メンタリング」を実施するので、その様子も必要に応じて動画に入れること。

アスリートセカンドキャリアサポート 全体メンタリング

アスリートが将来のキャリアについて考えるイベント。自身のキャリアを考える「きっかけ」と、アスリートとして同じ不安を持つ者同士の「仲間」をつくる。

日時：令和7年1月23日（木）17時～18時半（予定）

場所：佐賀県庁地下1階「SAGA CHIKA」（佐賀市城内 1-1-59）

内容：アスリート経験者との意見交換等

参加者：社会人アスリート10名程度

- ③ アスリートセカンドキャリアフォーラムハイライト版（10～15分程度）
 令和7年2月12日に東京で開催する「アスリートセカンドキャリアフォーラム（仮称）」のトークセッションを撮影し、要点を押さえて分かりやすく編集すること。

アスリートセカンドキャリアサポートフォーラム（仮称）
アスリートに寄り添った取組を進める佐賀県が、今回セカンドキャリアサポートにも乗り出し、より一層アスリートの人生にコミットしていくことをスポーツ関係者に訴求するイベント。
日時：令和7年2月12日（水）16時～17時（予定）
場所：TOKYO TORCH My Shokudo Hall&Kitchen （東京都千代田区大手町264 常盤橋タワー3F）
内容：元トップアスリートや大学教授等によるトークセッション
参加者：社会人アスリートや中央競技団体関係者など50名程度想定

(2) WEB 広告の展開

「3. 広報ターゲット」で記載のメインターゲットに対し、WEB 上で広告を展開する。
 (1) で制作した映像コンテンツへの誘導等により、多くのメインターゲットが佐賀県のアスリートセカンドキャリアサポートを知る仕掛けをつくる。
 どのような地域や年代等に広告を展開すればより多くのターゲットに届くか提案書に盛り込むこと。

5. 納品物・納品スケジュール

納品物	納品期限	備考
SSP 構想全体版	令和7年2月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD 及び動画ファイルで納品 ・画面縦横比は16：9 ・YouTube で再生可能な動画形式 ・解像度はフルハイビジョン以上
アスリートセカンドキャリアサポート版	令和7年2月10日(月)	
アスリートセカンドキャリアフォーラムハイライト版	令和7年3月10日(月)	
業務完了報告書	令和7年3月31日(月)	データおよび紙1部で提出

6. 業務委託期間

契約締結の日～令和7年3月31日

7. 委託料

3,530千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

8. 著作権等

- (1) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。

- (2) 受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作者の権利を行使しないこと。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

9. 留意事項

- (1) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県に承諾を得ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。